

令和7年第3回国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会議事要旨

日 時： 令和7年3月19日（水） 14時48分～16時38分

場 所： 第一会議室

出席者： 西川 祐司学長，古川 博之理事，奥村 利勝理事，佐古 和廣理事，辻 泰弘理事，川辺 淳一副学長，東 信良副学長，藤谷 幹浩副学長，牧野 雄一副学長，升田 由美子看護学科長，紙谷 寛之教授，長谷川 博亮教授，本間 龍也教授，武輪 能明教授，吉原 秀昭事務局長

欠席者： 西條 泰明教授（代理出席：船越 洋教授）

陪席者： 吉崎 敏樹監事，村木 一行監事，成田事務局次長（総務・教務担当），長谷川総務課長，佐藤人事課長，小澤学生支援課長，渡邊学生支援課課長補佐，金森研究支援課長，庄山研究支援課課長補佐

議事に先立ち，学長から，本日は西條委員の代理者として船越教授が出席され，本評議会規程第3条第2項に基づき，代理出席（議決権を有していない）を認める旨付言があった。

次いで，令和7年第2回教育研究評議会（令和7年2月5日開催）の議事要旨が諮られ，これが了承された。

議 題

1. 教員の人事について

（1）腎泌尿器外科学講座教授候補者の選考について

本件について，学長から発議及び事前配付資料1に基づき説明があり，審議，投票の結果，資料のとおり教授最終候補者とすることが了承された。

次いで，学長から，発令日は本人の意向を踏まえて決定する旨付言があった。

（2）准教授及び講師候補者の選考について

本件について，学長から発議及び事前配付資料2に基づき説明があり，看護学講座の准教授候補者，歯科口腔外科の講師候補者及び周産母子センターの講師候補者について審議，投票の結果，資料のとおり候補者とすることが了承された。

次いで，学長から，同氏の発令日は資料のとおりを予定している旨付言があった。

（3）助教等候補者の選考，配置換及び兼務発令について

本件について，学長から発議及び事前配付資料3に基づき説明があり，審議の結果，資料のとおり助教等候補者，配置換及び兼務発令について了承された。

なお，審議過程において，船越教授から，先端医科学講座助教の退職について疑義があり経緯等について説明願いたい旨発言があった後，川辺副学長から，当該助教に係る先端医科学講座の辞職及び生化学講座助教への応募があった経緯等について説明があり，学長から，辞職について本人に直接聞いている旨発言があった後，船越教授から，本人に確認する旨発言があった。

次いで，学長から，各氏の発令日は資料のとおりを予定している旨付言があった。

2. 学内特別講師の称号付与について

本件について、学長から発議及び事前配付資料4に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり学内特別講師の称号授与について了承された。

3. 客員教員の称号付与について

本件について、学長から発議及び事前配付資料5に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり客員教員の称号付与について了承された。

次いで、学長から、称号付与日は令和7年4月1日付とする旨付言があった。

4. 令和7年度臨床指導教授等の称号付与について

本件について、学長から発議及び事前配付資料6-1～2に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり臨床指導教授等の称号付与について了承された。

次いで、学長から、本件について令和7年3月21日開催の教授会で報告する旨付言があった。

5. 非常勤講師の任用について

本件について、学長から発議及び事前配付資料7-1～2に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり非常勤講師の任用について了承された。

6. 解剖実習の見学受入手数料徴収について

本件について、学長から発議及び事前配付資料8-1～2に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり、要項を制定の上、解剖実習の際に見学受入手数料を徴収することが了承された。

次いで、学長から、当該要項の施行日は本日付けとする旨付言があった。

7. 学生の行動規範について

本件について、学長から発議の後、奥村副学長から、以下①から③について説明があった後、審議の結果、原案どおり了承された。

① 本件については12月4日開催の本会議において「一般的な行動規範の他、医学部学生としての特性がある内容を定めるべきではないか。」「学生にも意見を聴くべきではないか。」との意見があり、継続審議となっていたこと。

② このたび、文言を事前配付資料9-2から事前配付資料9-1に見直し、それを3月18日に学生（医学科10名、看護学科5名）との意見交換会を実施して意見を聴取したところ、特段、文言の修正はなく、ポジティブな評価を受けたこと。

③ 本件については、3月11日開催の教務厚生委員会で審議了承されていること。

次いで、学長から、以下①～③について説明があった。

① 入学式の際にカードに印刷したものを学生に渡す方向で考えていること。

② 本件について、令和7年3月21日開催の教授会で報告すること。

③ 本件に関して匿名によるアンケートを学生に実施したところ、教員からのハラスメントや暴言を受けている旨の回答が散見されたことから、学生だけでなく我々も襟を正すという意味で教職員の行動規範が必要と認識しており、今後、検討し

ていくこと。

8. 大学設置基準の改正に伴う学則等の一部改正について

本件について、学長から発議の後、小澤学生支援課長から事前配付資料 10-1 から 10-2 に基づき、また、長谷川総務課長から、事前配付資料 10-3 から 10-4 に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

なお、審議過程において、本間教授から、単位の計算方法の柔軟化については、各担当の教員が時間数を各自で調整すると混乱が生じることが危惧される旨の発言があり、升田看護学科長から、領域別でそれぞれがバラバラだと学生が混乱することから、大学としてどうすべきかディスカッションが必要であり、規則の改正はその第一歩と認識している旨発言があった後、学長から、大学全体に関して教育センターを中心に議論を進め、本学の教育方針の中に授業時間数などに関して原則論的なものを組み込むという形で対応したい旨発言があった。

次いで、学長から、本件については本日開催の役員会に附議する旨付言があった。

9. 大学院学則の一部改正について

本件について、学長から発議の後、渡邊学生支援課長補佐から、事前配付資料 11-1 ～2 に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり改正することが了承された。

次いで、学長から、施行日は令和 7 年 4 月 1 日付けとする旨付言があった。

10. 研究技術支援センターの改組について

本件について、学長から発議及び事前配付資料 12-1 に基づき説明があった後、金森研究支援課長から、事前配付資料 12-2 に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり、研究技術支援センターの改組及び関連する規程等の改廃及び制定について了承された。

次いで、学長から、本件については本日開催の役員会に附議する旨付言があった。

12. 旭川医科大学におけるライセンス等又はスタートアップ支援の対価として取得する株式等の取扱いに関する規程の制定について

本件について、学長から発議の後、金森研究支援課長から、事前配付資料 14 に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

次いで、学長から、当該規程の施行日は準備ができしだい速やかに施行する旨付言があった。

13. 国内研究員の受入れについて

本件について、学長から発議の後、金森研究支援課長から、事前配付資料 15 に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり了承された。

14. 「不正行為防止実施計画」令和 6 年度版の総括及び令和 7 年度版の策定について

本件について、学長から発議の後、川辺副学長から、事前配付資料 16-1 ～2 に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり了承された。

次いで、学長から、本件については本日開催の役員会に附議する旨付言があった。

報告事項

1. 学長報告

(1) 教員の退職について

教員の退職者は、事前配付資料 17 のとおりであること。

(本報告事項については、議事の進行上、議題 1 に先立って行われた。)

(2) 医学部講師（学内）の発令について

事前配付資料 18 のとおり、令和 7 年 4 月 1 日付で医学部講師（学内）の発令を行うことについて報告があった。

(3) 医療安全管理部について

令和 7 年 2 月 5 日開催の本評議会において了承された「医療の質・安全学講座」の設置については、2 月 12 日の教授会において、構成員から様々な意見があったことから、翌日、松本医療安全管理部長と東病院長と私（学長）の 3 人で話し合った結果、4 つのこと（以下①から④）の合意に達したことから、私（学長）の判断として同講座の設置を一旦ペンディングにすること。

① 講座制はもう少し様子を見ること。

② 医療安全管理部には、4 月 1 日から専従の医師を准教授として配置すること。

③ 医療安全管理部の教授の選考は 4 月以降に行うこと。

④ 医療安全管理部の医師 1 人では業務ができないので専任医師を配置すること
また、それに伴い、同講座教授候補者選考委員会も一旦留保するが、委員に選出された方については、今後、その時期が来たら改めてお願いすることになること。

(4) 学生規程の一部改正及び申合せの制定について

令和 7 年 1 月 9 日開催の本評議会で承認された学生規程等の改正について、2 月 12 日開催の教授会での意見を受け、事前配付資料 19-1 の朱書きの通り、一部文言を削除し、事前配付資料 19-2 のとおり様式を整え、令和 7 年 4 月 1 日付けで施行すること。

(5) 寄附講座の新規設置及び期間延長について

金森研究支援課長から、事前配付資料 20-1～2 に基づき、2 件の寄附講座の新規設置及び 2 件の寄附講座の期間延長について報告があった。

(6) 留学プログラム等の選考結果について

東副学長から、事前配付資料 21-1～2 に基づき、ポメラニアン医科大学への留学及びベトナムでの海外医療支援活動について報告があった。

2. その他

・地域枠からの離脱について

紙谷教授から、地域枠の学生が確約書を破って他大学に行くことは問題であり、本件について、役員会や教育研究評議会などで話し合うべきであると認識していること及び対応策の1つとして、学長が当該学生およびその両親の面談時に、日本専門医機構では地域枠の不同意離脱は専門医の認定を行わないということになっていることから、学生らに対して日本専門医機構にその旨通告すると伝えることで抑止効果があると考えられる旨提言があった後、正直な学生が不利益を被ることの無いように運用していただきたい旨発言があった。

次いで、学長から、北海道大学や札幌医科大学に対して本学の地域枠の学生を受け入れないよう通知しているが、毎年数名が他大学に移ってしまうのが現状である。本学としては、地域枠の離脱を認めておらず、最終的には日本専門医機構に相談しているが、日本専門医機構ができるだけ認めるという立場であるため、本学としては黙認せざるを得ない状況である旨説明があった。

続いて、古川副学長から、日本専門医機構が不同意離脱を認めないことを明確にするためには、しっかりと証明・説明する必要があること、また、全国医学部長病院長会議の専門委員会に働きかけて、不同意離脱を絶対に認めないよう確認してもらうことが可能だと認識している旨発言があった。

続いて、学長から、これまでの地域枠の学生の確約書には年限や研修の区別が明記されていなかったが、今度の卒業生からは9年間の年限と後期研修の指定が明確化されるため、確約書の内容がより明確になる旨説明があった。

続いて、牧野副学長から、本学は地域枠の離脱に不同意の立場を貫いているが、最終的には日本専門医機構が決めることであり、不同意とされた者を他のプログラムに入らせないという原則を守っていただくしかない。ただ、本学の確約書の内容が緻密になってきているので、日本専門医機構の対応が変わる可能性がある旨発言があった後、本学の教員が学生に地域枠の離脱は認められないと伝えることも重要である旨強調された。

続いて、古川副学長から、日本専門医機構は本来、教育の場であり、不同意離脱を決める場所ではないと考えている。しかし、学生側には訴える場所がないため、現在は事務長や理事長が対応している。日本専門医機構は地域の問題に詳しくなく、組織的な弱さがあると感じており、訴えが増えれば、日本専門医機構も再考する必要があると認識している旨発言があった。

続いて、学長から、正直な学生が不利益を被るという考え方はやめるべきで、大学で地域に貢献したり、外の世界を見たりすることが学生にとって意味深く、面白いと感じてもらうことが重要と認識している。待遇を改善し、一般の学生も残りたいと思うような大学にすることが重要で地域枠が不利という意識を払拭したいと考えている。しかしながら、離脱に関しては、厳しいことを言う必要があることは理解しており、先生（紙谷教授）の意見を考慮する旨発言があった。

・危機管理について

本間教授から、本学における危機管理マニュアルの存否及びドクターヘリの事故

を想定した危機管理について確認があった後，学長から，火災や震災に関するマニュアルは備えているが，ドクターヘリの事故に係るマニュアルは備えていないこと及び本学の危機管理の体制は十分ではないことを認識しており，現在，体制を整備している旨発言があった。

次回の教育研究評議会開催予定について

令和7年4月9日（水）14時45分から次回の教育研究評議会を開催すること。